

受け取りには申請が必要です！ 年金生活者支援給付金制度

対象者はこちら

① 老齢年金を受給している人の場合



次の条件を全て満たしている必要があります。（確認してみてください！）



65歳以上である



世帯全員の市町村民税が非課税である



年金収入額とその他所得の合計が約88万円以下である

② 障害者基礎年金・遺族基礎年金を受給している人の場合

次の条件を全て満たしている必要があります。



前年の所得額が約462万円以下である

年金生活者 支援給付金とは？



年金生活者支援給付金とは、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受け取るためには、申請書の提出が必要です。対象の人には、日本年金機構（年金事務所）が10月中旬頃から、お知らせの送付を始めていますので、確認ください。

請求手続きの方法



① 新たに受け取る人の場合

対象の人に送付されるお知らせに同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。

令和3年2月1日までに請求手続きが完了すると、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることが出来ます。

② 年金を受給しはじめる人の場合

年金の請求手続きと合わせて年金事務所または役場税務住民課で手続きをしてください。

手続きが不要な人 について

現在、「老齢年金生活者支援給付金」、「障害年金生活者支援給付金」、「遺族年金生活者支援給付金」を受けておられる人の手続きは不要です。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意ください。



日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を要求することはありません。